

(厚生労働委員会)

地方自治法第一百五十六条第四項の規定に基づき、社会保険事務所の設置に関し承認を求めるの

件(第六十四回国会閣承認第三号)(衆議院送付)要旨

本件は、厚生労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、越谷市、市川市及び青梅市の三か所に新たに社会保険事務所を設置することについて、地方自治法第一百五十六条第四項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。